

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3184号)

令和7年3月26日

横 情 審 答 申 第 3184 号  
令 和 7 年 3 月 26 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和4年12月28日栄税第950号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定区特定町特定地番に係る横浜市土地・家屋総合名寄帳（平成29、30、  
31年度、令和2、3及び4年度） 6枚」の一部開示決定に対する審査請求  
についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「特定区特定町特定地番に係る横浜市土地・家屋総合名寄帳（平成29、30、31年度、令和2、3及び4年度） 6枚」を一部開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年11月22日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第1号、第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 旧条例第7条第2項第1号の該当性について

税務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項及び第60条第2号において守秘義務及びこれに違反した場合の罰則が定められていることに加え、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第22条で罰則が加重されている。

税務に関する証明、閲覧及び照会の基礎となる課税台帳、申告書、収納簿等の諸帳票（以下「課税台帳等」という。）の記載事項は、納税者等の秘密に属する事項である。そのため、地方税の徴収に関する事務で知り得た秘密については、法律上これらを開示することが認められている場合（法の規定により証明書の交付等が認められている場合や国から守秘義務が解除される旨通知されている場合等）を除き、本人以外からの請求には応じられない。

非開示部分は、固定資産課税台帳の登録事項、その他固定資産税の評価・課税に係る納税者等の秘密に属する事項であるため、本号に該当し非開示とした。

## (2) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

非開示部分は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識

別できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、また、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

### (3) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

地方税に関する調査等の権限は、法第353条等に基づき地方税の賦課徴収を行うためにのみ認められたものであり、課税台帳等の諸帳票の記載事項は、納税義務者からの申告、報告又は質問検査権の行使によって得られるものである。これらの納税義務者の秘密が容易に税務職員から漏れるようでは、納税義務者からの信頼と協力が得られなくなり、税務行政の円滑な運営に支障が生じ、適正な課税及び税収の確保ができなくなるおそれがある。

非開示部分は、課税台帳等の諸帳票の記載事項であって、当該事項を開示することにより、調査等により把握した事項を含む情報の漏えいに繋がり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 原処分を取り消し、地積を記載した部分及び写真若しくは地図を記載した部分を公開する。
- (2) 同地は遊水地であったが、駐車場に偽装されているのであるから、区分所有者であった請求人には地域の安全確保が働いているか確かめる権利とその存在の有無を知る権利があったにもかかわらず、処分庁が秘匿し、義務に違反している。
- (3) 同地の課税金額の公開を請求していない。未登記であることから、区分所有者及び周辺住民にとって、非公開の対象とはならないにもかかわらず職権を濫用、逸脱して専ら請求人の知る権利、原則公開、差別的扱いで侵害している。

## 5 審査会の判断

### (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 固定資産税に係る事務について

法第403条第1項では、市町村長は、法第388条第1項に基づき、総務大臣が定めて告示した固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）によって、固定資産の価格の決定を行わなければならない旨を規定している。

横浜市では、評価基準を基に横浜市固定資産評価事務取扱要領を定め、税額計算の基礎となる価格（評価額）の算出など土地・家屋の固定資産税及び都市計画税の賦課事務を行っている。

法第387条第1項では、市町村内の土地及び家屋について、法第380条の規定により作成した固定資産課税台帳に基づき土地名寄帳及び家屋名寄帳を備えなければならないとされており、横浜市では横浜市土地・家屋総合名寄帳を作成している。

(3) 本件審査請求文書について

特定町特定地番の土地（以下「本件土地」という。）の納税義務者に係る横浜市土地・家屋総合名寄帳のうち平成29年度分から令和4年度分までである。

当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、別表のとおり非開示部分1から非開示部分4までに分類した。審査請求人は非開示部分4については開示を求めているため、非開示部分1から非開示部分3までについて、まずは旧条例第7条第2項第2号の該当性について判断する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分1には、7桁の数字から成る所有者コードが記載されている。これらの情報は本件土地の納税義務者個人に関する情報であって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであることから、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 非開示部分2には、本件土地の納税義務者の氏名や文書の送達先等が記載されている。これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

また、これらの情報は本件土地の納税義務者の情報であり、登記簿等に記載される所有者の氏名や所在地とは必ずしも一致しないため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

エ 非開示部分3には、本件土地の納税義務者が保有する資産が一覧となって記載されている。これらの情報の中には登記簿等で公にされている情報も含まれているが、その情報を公にすることで、本件土地の納税義務者が保有する資産の数量が明らかとなる。そのため、非開示部分3により特定の個人を識別されることはないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 実施機関は、非開示部分1から非開示部分3までが本項第1号及び第6号にも該当すると主張するが、本号に該当するため、改めてその該当性を判断するまでもない。

#### (5) 付言

当審査会が、本件処分の一部開示決定通知書の「非開示とする部分の概要」欄を確認したところ、「・・・を除く部分」といった記載内容となっており、このように非開示とする部分の概要を具体的に記載せずに決定すると、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を開示請求者が理解することができないため、今後、実施機関におかれては、決定通知書の記載を適切に行うよう注意されたい。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

#### (7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

別表 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示部分	名称
非開示部分1	所有者コード
非開示部分2	送達先、氏名・名称、納税管理人
非開示部分3	資産区分、所在・地番、現況地目、課税地積又は床面積、価格、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、都市計画区分、市街化区域農地、備考
非開示部分4	参考税額

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年12月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年1月27日	・審査請求人から意見書を受理
令和6年12月25日 (第392回第一部会)	・審議
令和7年1月9日	・実施機関から弁明書(追加)の写しを受理
令和7年1月22日 (第393回第一部会)	・審議
令和7年1月28日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年2月26日 (第394回第一部会)	・審議